

消防予第 174 号
令和 5 年 3 月 16 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁 予防課長

「改正火災予防条例（例）の運用について」の一部改正及び「防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会について」等の廃止について（通知）

先般、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）等において、「書面掲示に係る規制の見直し」、「対面講習に係る規制の見直し」については「速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置」することとされました。

また、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）においても、アナログ規制である書面掲示規制及び対面講習規制に関する通知・通達等については、早期に規制の見直しを行うこととされました。

このことを受け、「改正火災予防条例（例）の運用について」（平成 26 年 2 月 7 日付け消防予第 33 号。以下「33 号通知」という。）を一部改正するとともに、「防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会について」（昭和 59 年 3 月 6 日付け消防予第 40 号。以下「40 号通知」という。）及び「防災管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会について」（平成 21 年 1 月 26 日付け消防予第 36 号。以下「36 号通知」という。）を廃止することとしましたので、下記のとおり通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されますようお願いいたします。

記

1 33 号通知の一部改正

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なもので一定の要件に該当するものについては、火災予防条例（例）（昭和 36 年自消甲予発第 73 号消防庁長官。以下「条例（例）」という。）第 42 条の 2 の規定に基づく指定催しとして指定しなければならないこととされている。指定催しとして指

定した場合、同条第3項の規定に基づき、消防長又は消防署長（以下単に「消防長」という。）は、遅滞なくその旨を指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならないこととされ、この運用については33号通知において示しているところである。

今般、アナログ規制である書面掲示規制に係る運用の見直し等を図るため、33号通知の一部を別紙のとおり改める。改正の趣旨は以下のとおりである。

(1) 指定催しを主催する者に対する通知について（33号通知第2、2、ウ関係）

33号通知において、消防長が指定催しの指定をした際の条例（例）第42条の2第3項の規定に基づく通知については、指定催しを主催する者に対し書面をもって通知することとしていたところである。当該通知については、通信途上での電磁的記録の情報漏洩、改ざん等を防止した上で電子交付することも可能であることから、通知の方法を書面に限定することのないよう、運用を改めるもの。

(2) 指定催しに係る公示について（33号通知第2、2、エ関係）

33号通知において、条例（例）第42条の2第3項の規定に基づく公示の方法としては、公舎の掲示板への掲示、インターネットの利用その他の方法により公示することとしていたところである。

公舎の掲示板への掲示などの物理的な方法のみによる公示を行う場合、閲覧者に、掲示場所に移動する負担が生じることから、閲覧者の利便性の向上のため、インターネットの利用による公示を基本とすることとし、公舎の掲示板への掲示その他の方法を用いる場合にあっては、インターネットの利用による公示も併せて用いることとするよう、運用を改めるもの。

2 40号通知の廃止

当初、「防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会」（以下「防火管理業務教育担当者講習」という。）については、「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（昭和58年12月2日付け消防予第227号）において、地域の実情に応じて所要の措置を講じることとし、40号通知において実施方法、講習科目及び講習時間の基準を定めたところである。

その後、「消防法施行令の一部を改正する政令」（昭和61年政令第369号）により「甲種防火管理講習」の講習制度が確立され、現在では、一部の講習機関において、実技を取り入れた講習内容の充実やオンライン化による受講環境の利便性も図られているところである。

防火管理業務教育担当者講習の講習科目は、甲種防火管理講習と同様であることから、甲種防火管理講習を受講することにより防火管理に関する知識、技能等を修得することができるため、40号通知を廃止する。

なお、本通知は、「防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者」向けの講習会を実施することを妨げるものではないとともに、教育担当者に、甲種防火管理講習を受講することを求めるものではない。

3 36号通知の廃止

2と同様に、「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成20年政令第301号）により「防災管理に関する講習」の講習制度が確立されるなど、防災管理に関する講習を受講することにより防災管理に関する知識、技能等を修得することができるため、36号通知を廃止する。

なお、本通知は、「防災管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者」向けの講習会を実施することを妨げるものではないとともに、教育担当者に、防災管理に関する講習を受講することを求めるものではない。

「改正火災予防条例（例）の運用について」（平成 26 年 2 月 7 日付け消防予第 33 号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>前文 略</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 屋外催しに係る防火管理（第 42 条の 2、第 42 条の 3 関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 運用</p> <p>(1) 指定催しの指定について</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 指定の方法</p> <p>消防長が人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認める場合には、例第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定催しとして指定しなければならないこと。</p> <p>消防長は、指定しようとするときは、同条第 2 項の規定に基づき、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴く機会を設ける必要があること。その際、主催者の責任、役割及び防火管理の制度の趣旨について十分説明し、当該催しを主催する者に対して、理解を得ることが望ましいこと。</p> <p>なお、催しを主催する者から指定の求めがあったときは、当該主催する者から意見を聞く機会を設ける必要はないこと。</p> <p>消防長は指定催しの指定をしたときは、同条第 3 項の規定に基づき、その旨を指定催しを主催する者に対して<u>通知する</u>必要があること。その際は、別記様式を参考にされたいこと。</p> <p>なお、指定催しの指定行為は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に規定する不利益処分に該当するも</p>	<p>前文 略</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 屋外催しに係る防火管理（第 42 条の 2、第 42 条の 3 関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 運用</p> <p>(1) 指定催しの指定について</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 指定の方法</p> <p>消防長が人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認める場合には、例第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定催しとして指定しなければならないこと。</p> <p>消防長は、指定しようとするときは、同条第 2 項の規定に基づき、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴く機会を設ける必要があること。その際、主催者の責任、役割及び防火管理の制度の趣旨について十分説明し、当該催しを主催する者に対して、理解を得ることが望ましいこと。</p> <p>なお、催しを主催する者から指定の求めがあったときは、当該主催する者から意見を聞く機会を設ける必要はないこと。</p> <p>消防長は指定催しの指定をしたときは、同条第 3 項の規定に基づき、その旨を指定催しを主催する者に対して<u>書面をもって通知する</u>必要があること。その際は、別記様式を参考にされたいこと。</p> <p>なお、指定催しの指定行為は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に規定する不利益処分に該当するも</p>

改正後	改正前
<p>のであるが、同法第3条第3項の規定により同法第2章から第6章までの規定の適用はないものであること。</p> <p>ただし、各市町村等において定めている行政手続条例の適用について留意すること。</p> <p>エ 公示</p> <p>指定催しを指定したときは、指定催しである旨を当該催しの関係者等に対して知らせる必要があることから、例第42条の2第3項の規定に基づき公示する必要があること。</p> <p><u>公示はインターネットの利用による方法を基本とし、必要に応じて、公舎の掲示板への掲示その他の方法を併せて用いることとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>第3及び第4 略</p>	<p>のであるが、同法第3条第3項の規定により同法第2章から第6章までの規定の適用はないものであること。</p> <p>ただし、各市町村等において定めている行政手続条例の適用について留意すること。</p> <p>エ 公示</p> <p>指定催しを指定したときは、指定催しである旨を当該催しの関係者等に対して知らせる必要があることから、例第42条の2第3項の規定に基づき<u>公舎の掲示板への掲示、インターネットの利用その他の方法により</u>公示する必要があること。</p> <p>(2) 略</p> <p>第3及び第4 略</p>

消防予第33号
平成26年2月7日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各政令指定都市消防長

消防庁予防課長
(公印省略)

改正火災予防条例(例)の運用について(通知)

標記改正火災予防条例(例)については、「火災予防条例(例)の一部改正について(平成26年1月31日付け消防予第20号)」にて示したところですが、その運用について下記のとおり通知します。

東京消防庁・各政令指定都市消防長におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 対象火気器具等の取扱いの基準(第18条第1項第9号の2(第19条から第22条において準用する場合を含む。)関係)

1 趣旨

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、このような催しにおいて対象火気器具等を使用する者に対して、消火器を準備した上で使用することを義務付けたものである。

なお、この対象火気器具等の取扱いの基準は消防法施行令(昭和36年政令第37号)第5条の2に定める条例制定基準に従い定める必要があるものである。

2 運用

(1) 「多数の者の集合する催し」について

改正後の火災予防条例(例)(以下「例」という。)第18条第1項第9号の2中「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し」とは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、例示されている祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを持つるものを指すものであること。したがって、集

合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど）は対象外であること。

(2) 「消火器」について

ア 消火器は、初期消火を有効に行うために準備するものであることから、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に規定する消火器（同条第2号に規定する住宅用消火器を除く。）のうち、対象火気器具等の種別その他周囲の可燃物等の消火に適応とされるものを準備する必要があること。

なお、消火器の能力単位について指導する場合には、対象火気器具等の入力及び燃料種別、周囲の可燃物等の実態を踏まえ、必要な能力単位を判断されたいこと。

イ 消火器は、原則として、対象火気器具等を取り扱う者が準備する必要があること。

ただし、初期消火を有効に行いうる場合は、対象火気器具等の使用実態に応じ、複数の対象火気器具等に対して共同して消火器を準備することも妨げられないこと。

ウ 対象火気器具等を使用する際に準備する消火器については、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に規定する点検の義務はないが、腐食又は破損がある等不適切な消火器を準備していることが明らかになった場合には、適切な消火器を準備するよう指導を行う必要があること。

第2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2、第42条の3関係）

1 趣旨

祭礼、縁日、花火大会等の催しのうち大規模なものについては、会場に多数の人が集合し、混雑が生じることで、火災発生時の消火及び避難が困難になり、被害を拡大させるおそれがある。特に多数の対象火気器具等を使用する催しにおいては、火災危険性が高まり、重大な被害を招くおそれがある。このため、こうした催しを主催する者の責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制を構築することを新たに義務付けるものである。

なお、本件改正は平成25年8月に京都府福知山市で発生した福知山花火大会火災の教訓を踏まえて行うものであり、対象となる催しとして、福知山花火大会（人出予想11万人）と同程度以上の規模の催しを想定している。

また、複数の者が実質的に共同して主催する催しも対象となるものと想定している。

2 運用

(1) 指定催しの指定について

ア 「大規模なものとして消防長が別に定める要件」について

例第42条の2第1項中「大規模なものとして消防長が別に定める要件」と

は、指定の対象となる規模の催しであるか否かを特定するための要件であり、具体的には次の（ア）及び（イ）の要件を想定していること。

なお、要件については各消防本部において告示で定めることを想定していること。

また、（イ）の露店等の数については、本通知にかかわらず、地域の催しの実情に応じてより小さな数を定めても差し支えないものであること。

（ア） 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであること。（公園その他の場所については、大規模な催しが開催された実績等を踏まえ、各消防本部の告示において、個別具体的に〇〇公園、〇〇河川敷、〇〇通り等と定めることを想定している。）

（イ） 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

イ 「人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるもの」について

例第42条の2第1項中「人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがある」とは、多数の露店等が出店し、かつ、その周囲において雑踏が発生することにより、火災が発生した場合に避難が容易にできないこと、初期消火を実施しなければ延焼による被害拡大のおそれ大きいこと、消防隊の進入が困難であるため、主催する者による初期消火が不可欠であること等の状況を踏まえ、総合的に判断する必要があること。このため、露店等の周囲において雑踏が発生しないことが明らかである場合等は該当しないものであること。

ウ 指定の方法

消防長が人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認める場合には、例第42条の2第1項の規定に基づき指定催しとして指定しなければならないこと。

消防長は、指定しようとするときは、同条第2項の規定に基づき、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴く機会を設ける必要があること。その際、主催者の責任、役割及び防火管理の制度の趣旨について十分説明し、当該催しを主催する者に対して、理解を得ることが望ましいこと。

なお、催しを主催する者から指定の求めがあったときは、当該主催する者から意見を聞く機会を設ける必要はないこと。

消防長は指定催しの指定をしたときは、同条第3項の規定に基づき、その旨を指定催しを主催する者に対して書面をもって通知する必要があること。その際は、別記様式を参考にされたいこと。

なお、指定催しの指定行為は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分該当するものであるが、同法第3条第3項の規定により同法第2章から第6章までの規定の適用はないものであること。

ただし、各市町村等において定めている行政手続条例の適用について留意すること。

エ 公示

指定催しを指定したときは、指定催しである旨を当該催しの関係者等に対して知らしめる必要があることから、例第42条の2第3項の規定に基づき公舎の掲示板への掲示、インターネットの利用その他の方法により公示する必要があること。

(2) 屋外催しに係る防火管理

ア 防火担当者について

防火担当者の資格について特段の定めはないが、制度の趣旨を踏まえ、指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者が選任されるよう指導する必要があること。

なお、指定催しを主催する団体の代表者が自ら防火担当者になることを妨げるものではないこと。

イ 火災予防上必要な業務に関する計画について

例第42条の3第1項各号に掲げる事項は、平成25年8月に発生した福知山花火大会火災の教訓を踏まえ、あらかじめ計画において最低限定めておく必要がある事項を示したものであり、その具体的な内容は次のとおりである。

- (ア) 第1号の規定に基づき、防火担当者及び火災予防上必要な業務について従事する者を定めるとともに、業務を実施する体制として業務の分担、活動の範囲その他必要に応じて内部組織の設置等について記載する必要があること。
- (イ) 第2号の規定に基づき、指定催しにおける対象火気器具等の使用や危険物の取扱いの有無や場所、態様について、催しを開催する日までに把握する方法や催し当日において、それらを確認するための方法等を記載する必要があること。
- (ウ) 第3号の規定に基づき、指定催しを主催する者があらかじめ把握した対象火気器具等や危険物と客席を近接させない等火災予防上の安全に配慮した会場の配置計画や催し当日における会場の配置を確認するための方法等を記載する必要があること。
- (エ) 第4号の規定に基づき、指定催しを主催する者があらかじめ把握した対象火気器具等に対する消火器その他の消火準備の計画や催し当日における消火準備の有無を確認するための方法等を記載する必要があること。
- (オ) 第5号の規定に基づき、催しの会場において警備等を行う消防、警察、警備会社等の実態に応じ、催しの主催者として確保する必要がある火災時の初動体制を記載する必要があること。
- (カ) 第6号の規定に基づき、第1号から第5号に規定するもののほか、計画に変更が生じた際の消防機関との情報共有の方法等、催しの実態に応じ火災予防上必要な業務に関する事項を記載する必要があること。

ウ 計画の提出

指定催しを主催する者は、火災予防上必要な業務に関する計画を作成したと

きは、原則として、当該催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防機関に対して提出する必要があること。当該計画の提出期限は、消防機関が催しの概要を把握するとともに当該計画を事前に確認し、必要に応じて当該計画の是正を求める必要があることから、それらの事務処理期間を考慮して設定したものであること。

なお、例第42条の3第2項の「消防長が定める日」については、指定催しの火災危険性、主催する者の体制や事務負担等の実態を踏まえ、適宜判断されたいこと。

第3 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出（第45条関係）

例第45条第6号の規定は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、例第18条第1項第9号の2（第19条から第22条において準用する場合を含む。）の規定により消火器の準備が必要となることから、その実施状況について消防機関が事前に把握し、必要に応じて指導することができるよう、当該露店等を開設する者に対して、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出ることを義務付けたものである。

第4 罰則（第49条、第50条関係）

例第42条の3第1項の規定による計画は、当該催しを主催する者による火災予防の基礎となるものであるから、屋外における催しの防火管理の実効性を担保するため、当該計画の提出義務違反について、罰則を設けるものである。